

高齢のかたのごみ出しを 支援してくださる団体を募集中！

箕面市では、日々の「ごみ出し」に困っている高齢者を支援してくださる団体(自治会、マンション管理組合、シニアクラブ、地区福祉会、子ども会)を募集しています。
事業について、関心のある自治会などのかたは、お気軽にお問い合わせください。

地域のかたの
さりげない支援と見守りが、
高齢者の安心・安全な暮らし
につながっていきます。
ぜひ、ご検討ください。



概要

高齢者の代わりに、ごみを玄関先から指定の場所まで運んで
くださる地域の団体(自治会、マンション管理組合、シニア
クラブ、地区福祉会、子ども会)に、1世帯あたり月額400
円を市が交付します。

【事業の流れ】

- ①支援が必要な高齢者(1世帯でもOK!)がおられたら、市へ団体登録をする
- ②ごみ出しの支援をスタート
- ③年度末に市へ実績を報告
- ④市から「高齢者生活応援事業支援金」を交付

対象

支援の対象となる高齢者とは…

おおむね65歳以上のかたのみの世帯で、下の①～③のいずれかにより、
ごみ出しに困っているかた

- ①マンションなどの集合住宅で、自宅前でごみが回収されない。
- ②ごみステーション方式を実施している地域で、自宅前の路上で、ごみが回収されない。
- ③自宅前の路上で回収されるが、ごみを運びづらい。(たとえば、玄関先から道路までが階段になっているなど)

箕面市高齢者生活応援事業のお申し込みについて

- ①実施を希望される団体(自治会、マンション管理組合、シニアクラブ、地区福祉会、子ども会)は、高齢福祉室(727-9505)にご相談ください。事業内容についてご説明いたします。
- ②事業実施にあたっては、実施団体として登録するために、「箕面市高齢者生活応援事業実施届」をご提出ください。
- ③事業を実施した団体は、年度末に「箕面市高齢者生活応援事業支援金交付申請書」をご提出いただき、内容確認後、市から「箕面市高齢者生活応援事業支援金交付決定通知書」を送付し、指定振込口座に支援金を振り込みます。
- ④事業について、または実施後のお手続き等のご質問については、高齢福祉室(727-9505)へご相談ください。

よくある質問

Q：1世帯を2人で支援することは可能ですか？

A：複数人での支援もできますが、1世帯あたり400円の支援額は変わりません。

Q：ごみの種類に、決まりはありますか？

A：燃えるごみなど、日々日常生活で出るごみが支援の対象ですが、可能な範囲で、その他のごみについても、ご支援いただければありがたいです。